

# ○町田市障がい者グループホーム運営費補助金交付要綱

平成13年4月1日

施行

地域福祉部障がい福祉課

改正 2009年4月1日

2011年4月1日

2013年4月1日

2014年3月31日

2014年4月1日

2017年4月1日

2018年4月1日

2020年3月31日

注 2008年12月以降の改正沿革のみ登載

## 第1 趣旨

この要綱は、補助金等の予算の執行に関する規則（昭和42年3月町田市規則第6号）及び町田市補助金等の交付に関する要綱（2017年4月1日施行）に定めるもののほか、町田市障がい者グループホーム運営費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

## 第2 補助の目的

補助金は、予算の範囲内において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第17項に規定する共同生活援助を行う事業所（以下「グループホーム」という。）を運営する者に対し、その運営等に要する経費の一部を補助することにより、障がい者の地域社会における生活の場の確保を図り、もって障がい者の自立の促進に寄与することを目的とする。

## 第3 補助対象者

補助の対象となる者は、グループホームを運営する事業者とする。

## 第4 補助対象事業

補助の対象となる事業は、グループホームを市内で運営する事業とする。

## 第5 補助対象経費

1 補助の対象となる経費は、第4に規定する補助対象事業に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。この場合において、第1号及び第2号に掲げる経費にあっては東京都障害者グループホーム支援事業取扱要領（平成21年5月21日付け20福保障居第3985号。以下「都要領」という。）第5条の規定による通過型の指定を受けたグループホームに係るものに、第3号に掲げる経費にあっては主たる対象が精神障がい者であるグループホームに係るものに限る。

### (1) 施設借上費のうち次に掲げる経費

ア 交流室に係る賃料、更新料及び礼金

イ 入居者が退去した居室（以下「空室」という。）に係る賃料、更新料及び礼金

### (2) 空室に係る運営費のうち次に掲げる経費

ア 職員の給料

イ 職員手当（扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、超過勤務手当等）

ウ 共済費

エ 顧問医手当

オ 旅費

カ 需用費（消耗品費、印刷製本費、光熱水費及び修繕費）

キ 役務費（通信運搬費）

ク 委託料

ケ 備品購入費

### (3) 開設準備経費（グループホームに供するための共同生活住居の新設又は増設（グループホームの定員の増加に伴う新たな共同生活住居の設置をいう。）

に要する経費をいう。) のうち次に掲げる経費 (当該新設又は増設を行う年度のものに限る。)

ア 備品の購入費

イ 備品の購入に伴う設備工事費

2 前項の場合において、同項第1号イ及び第2号に掲げる経費に係る補助の対象となる期間は、入居者が退去した日から3か月を経過した日の属する月の末日までの間とする。ただし、当該期間内において空室に体験入居その他の一時的な入居があったときは、当該一時的な入居の日における空室に係る経費は、補助の対象としない。

## 第6 補助金の交付額

補助金の交付額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額と第5に規定する補助対象経費に係る実支出額とを比較していずれか少ない方の額の合計額とする。

- (1) 第5第1項第1号に掲げる施設借上費 1月当たり 69,800円
- (2) 第5第1項第2号に掲げる空室に係る運営費 都要領第12条第1号イ  
(イ) の規定により町田市が支弁することとされた額
- (3) 第5第1項第3号に掲げる開設準備経費 309,000円

## 第7 補助金の概算払

補助金の交付の決定を受けた者は、補助金の概算払を請求することができる。

## 第8 補則

この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

- 1 この要綱は、2001年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、2023年3月31日限り、その効力を失う。

### 附 則

この要綱は、2001年4月1日から適用する。

#### 附 則

この要綱は、2007年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、2009年4月1日から適用する。

#### 附 則

この要綱は、2011年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、2013年4月1日から施行する。ただし、改正後の別表第2の規定は、同年1月1日から適用する。

#### 附 則

この要綱は、2014年3月31日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、2014年4月1日から適用する。

#### 附 則

この要綱は、2017年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、同年3月31日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、2018年4月1日から適用する。

#### 附 則

この要綱は、2020年3月31日から施行する。